

村山市監査委員公告 第13号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和6年9月3日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 各地域まちづくり協議会（大久保、富本、袖崎、大高根）
2. 監査の期間 令和6年8月22日から令和6年9月3日まで(大久保)
令和6年8月23日から令和6年9月3日まで(富本、袖崎、大高根)
3. 監査の範囲 令和5年4月1日から令和6年3月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 事前に提出を求めた資料について、令和6年8月22、23日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係諸帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財政的支援を受けている事業を目的に沿って適切に行っているか、財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。